

令和4年小田原市議会3月定例会議案説明資料

(議案第35号～議案第40号)

令和4年2月16日提出

目 次

○ 条例議案

議案第 35 号	小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例	1
議案第 36 号	小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例	3
議案第 37 号	小田原市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例	4
議案第 38 号	小田原市駅前広場条例の一部を改正する条例	6
議案第 39 号	小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	8
議案第 40 号	小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	9

条 例 議 案 說 明 資 料

議案第35号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

[改正理由]

市長の附属機関として小田原市成年後見制度利用促進審議会ほか2件の委員会を設置する等のため改正する。

[内 容]

1 附属機関の設置（別表関係）

市長の附属機関として次の審議会等を設置することとする。

名 称	設 置 目 的	委員の数
小田原市成年後見制度利用促進審議会	成年後見制度の利用の促進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	10人以内
小田原市健康増進計画推進委員会	小田原市健康増進計画の策定及び推進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	30人以内
美食のまち小田原推進事業者選定委員会	美食のまち小田原推進事業を委託する事業者の選定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	7人以内

2 附属機関の廃止（別表関係）

次の委員会を廃止することとする。

- (1) 小田原市食育推進計画策定検討委員会
- (2) 小田原市自殺対策計画策定検討委員会

3 小田原市総合計画審議会の設置目的の変更（別表関係）

小田原市総合計画審議会の設置目的に、総合計画の推進に関する事項を加えることとする。

4 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部改正（改正条例附則

第2項関係)

(1) 新たに設置する附属機関の委員の報酬額の設定(別表第3関係)

小田原市健康増進計画推進委員会の委員の報酬額を次のように定めることとする。

区 分		報 酬 日 額
小田原市健康増進計画推進委員会	委 員 長	10,800円
	副委員長	10,300円
	委 員	10,000円以内

(2) 附属機関の廃止に伴う措置(別表第3関係)

小田原市食育推進計画策定検討委員会及び小田原市自殺対策計画策定検討委員会の委員の報酬額に係る規定を削除することとする。

[適用]

令和4年4月1日

議案第 36 号

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国民健康保険法等が一部改正され、未就学児に係る保険料の被保険者均等割額の軽減措置が新設されることに伴い、本市の保険料についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

- 1 未就学児に係る保険料の被保険者均等割額の軽減（第 19 条の 2 の 2 関係）
未就学児に係る保険料の被保険者均等割額は、当該年度分の被保険者均等割額（世帯所得による減額賦課の対象となる場合にあつては、減額後の額）に 10 分の 5 を乗じて得た額を控除した額とすることとする。
- 2 その他
1 による保険料の軽減措置の新設等に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

[適 用]

令和 4 年度以後の年度分の保険料について適用

議案第 37 号

小田原市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

[改正理由]

時代に即した子ども・若者支援施策の推進を図る必要性に鑑み、小田原市青少年問題協議会を小田原市青少年未来会議に再編するため改正する。

[内 容]

1 題名の変更（題名関係）

題名を次のように変更することとする。

改 正 後	改 正 前
小田原市青少年未来会議条例	小田原市青少年問題協議会条例

2 設置（第 1 条関係）

青少年の健全育成に関する施策等の総合的かつ計画的な推進に資するため、小田原市青少年未来会議（以下「未来会議」という。）を設置することとする。

3 所掌事務（第 2 条関係）

未来会議の所掌事務は、次のとおりとすることとする。

- (1) 青少年の健全育成に関する総合的施策の樹立及びその推進につき必要な事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の健全育成に係る関係機関相互の連絡調整に関すること。
- (3) その他地方青少年問題協議会法に掲げる事務に関すること。

4 委員（第 3 条関係）

未来会議の委員の定数、選出区分及び任期を次のように変更することとする。

区 分	改 正 後	改 正 前
定 数	15 人以内	22 人以内
選出区分	(1) 学識経験者 (2) 青少年の健全育成に関する活動に従事する者 (3) 公募市民 (4) 関係行政機関の職員 (5) その他市長が必要と認める者	(1) 関係行政機関の職員 (2) 学識経験者

任 期	委嘱又は任命の日の属する年度の 翌年度の末日まで	2 年
-----	-----------------------------	-----

5 会長（第4条関係）

未来会議の会長は、委員の互選により定めることとする（改正前は、市長）。

6 会議（第5条関係）

未来会議の会議は、会長が招集し、委員の2分の1以上の出席により成立することとする。また、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

7 部会（第6条関係）

未来会議に部会を置くことができることとし、部会の運営について必要な事項を定めることとする。

8 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和 4 年 1 0 月 1 日

議案第 38 号

小田原市駅前広場条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国府津駅広場の安全性及び利便性の向上を図るための拡張整備に伴い、一般車駐車を附設するため改正する。

[内 容]

1 附帯施設の追加（第 2 条の 2 関係）

駅前広場の附帯施設に一般車駐車場（以下「駐車場」という。）を追加することとする。

2 駐車場の供用時間（第 7 条の 5 関係）

駐車場の供用時間は、終日とすることとする。

3 駐車場の使用制限等（第 7 条の 6 関係）

(1) 自動車の駐車場所

駐車場内においては、自動車の駐車場所として区画された場所以外の場所に自動車を駐車してはならないこととする。

(2) 駐車することができる自動車

駐車場に駐車することができる自動車は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（長さ 5 メートル以下かつ幅 2 メートル以下のものに限る。）とすることとする。

(3) その他の制限

次のいずれかに該当する自動車は、駐車場に駐車することができないこととする。

ア 発火又は引火のおそれのある物品を積載している自動車

イ 駐車場の施設を損傷するおそれのある自動車

ウ その他駐車場の管理上支障があると認められる自動車

4 駐車場の使用料（第 7 条の 7 及び別表第 2 関係）

駐車場を使用する者は、次の使用料を納付しなければならないこととする。

単 位	金 額
20 分ごと	200 円（最初の 20 分は、無料）

5 駐車場の使用料の徴収方法（第8条関係）

駐車場の使用料は、駐車場を使用する者が自動車を当該駐車場から出場させる際に徴収することとする。

6 過料（第20条関係）

詐欺その他不正の行為により、駐車場の使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の2倍に相当する金額以下の過料を科することとする。

7 その他

規定を整備することとする。

[適用]

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

議案第 39 号

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

小田原市水道料金審議会及び小田原市下水道運営審議会を統合し、新たに小田原市上下水道事業運営審議会を設置するため改正する。

[内 容]

1 附属機関の設置（別表関係）

上下水道事業の附属機関として次の審議会を設置することとする。

名 称	設 置 目 的	委員の数
小田原市上下水道事業運営審議会	上下水道事業の運営に関する事項につき、事業管理者の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	15人以内

2 附属機関の廃止（別表関係）

次の審議会を廃止することとする。

- (1) 小田原市水道料金審議会
- (2) 小田原市下水道運営審議会

[適 用]

令和 4 年 4 月 1 日

議案第40号

小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

消防団員の処遇等に関する検討会の中間報告を踏まえ、消防庁において非常勤消防団員の報酬等の基準が策定されたことに伴い、これに準じて本市の非常勤消防団員に係る出動報酬を新設する等のため改正する。

[内 容]

1 資格要件の拡大（第3条及び第5条関係）

非常勤消防団員（以下「団員」という。）の住所等に係る資格要件を次のように変更することとする。

改正後	改正前
小田原市内に居住し、勤務し、又は通学する者であること。	小田原市内に居住している者であること。

2 出動報酬の額の設定等（第13条及び別表第2関係）

団員の出動に応じて費用弁償を支給する制度に代えて、出動報酬を支給することとし、その額を次のように定めることとする。

区 分	改正後（出動報酬）	改正前（費用弁償）
災 害 出 動	1日（4時間以下の場合） 4,000円	1回（3時間未満の場合） 2,900円
	1日（4時間を超える場合） 8,000円	1回（3時間以上の場合） 4,300円
警 戒 出 動	1日3,500円	1回2,300円
訓練等出動	1日3,500円	1回2,300円

[適 用]

令和4年4月1日